

青森県沿岸高潮浸水想定検討会 設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度及び令和3年度の水防法改正を踏まえ、専門家の助言を得て、青森県沿岸及びその背後地において、高潮浸水想定区域の指定に係る検討及び水位周知海岸(※)に係る高潮特別警戒水位設定の検討を行うため、「青森県沿岸高潮浸水想定検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

※ 高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定する海岸
(水防法第13条の3)

(目的)

第2条 検討会は、令和5年4月付けで農林水産省及び国土交通省から通知された「高潮浸水想定区域図作成の手引き」に基づき想定し得る最大規模の高潮により浸水した場合に想定される水深等を表示した高潮浸水想定区域の検討と、「高潮特別警戒水位の設定要領」に基づき警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として高潮特別警戒水位の設定に向けた検討を行うことにより、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、高潮による被害を軽減させる対策に資することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 想定し得る最大規模の高潮
- (2) 想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される区域(高潮浸水想定区域)
- (3) 警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(高潮特別警戒水位)
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会の組織は、別表1のとおり構成し、座長と委員を置く。

(座長)

第5条 座長は、検討会を代表し、その議長となる。

- 2 座長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に参加することができる。

（オブザーバー）

第7条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

第8条 検討会の事務局は、別表2に示す各課により構成する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

2 この要綱は、第2条の検討を終えたとき、その効力を失う。

別表1

役 職	構成員	備 考
座 長	佐々木 幹夫 名誉教授 八戸工業大学	
委 員	南 将人 教授 八戸工業高等専門学校 環境都市・建築デザインコース	海岸工学 / 防災工学
委 員	加藤 雅也 教授 八戸工業大学 工学部 工学科	水工学
委 員	渡邊 国広 主任研究官 国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室	
委 員	平山 克也 グループ長 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 波浪研究グループ	

別表2

農林水産部	農村整備課	備 考
	水産局漁港漁場整備課	
県土整備部	河川砂防課	
	港湾空港課	